

# 憲法を生かす福祉職場共同宣言

20世紀の2つの大きな戦争の体験から私たちは大切な教訓を学びました。それは、どのような国際紛争も戦争によってではなく平和的な方法で解決しなければならないこと、そして戦争は多くの人々のいのちを奪い、人権を踏みにじり、日々の生活をも破壊してしまうことです。

戦後、私たちが創り出した「日本国憲法」は、こうした反省から2度と戦争をおこさぬよう、9条で「戦争行為」ばかりでなく「武力による威嚇や行使」を禁じ、「戦力の不保持」「交戦権の否定」を明言しました。

そして、同時に国民が平和な社会で安全に暮らしていくことを「権利」として謳い、25条では「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」と国の果たすべき義務を定めています。これは世界の民主主義の発展とともに人類がかちとってきた「生存権」をはじめ国民に認めたものであり、戦後の「権利としての社会福祉」の進展にきわめて重要な意味をもってきました。

今、この日本国憲法が危機に瀕しています。

私たちはこの憲法に記された精神が、戦後の社会福祉の発展とその礎として平和な社会の維持に果たしてきた意義を汲み、下記の項目について確認し、ここに宣言します。

一、私たちは、子ども、高齢者、障害児者など社会的支援を必要とする人たちの人権と発達を保障することを目指し、事業と労働を進めます。

一、私たちは、そのためには平和であることが何よりも大切と考え、日本が他の国と戦争をすることや戦力を持ち戦争の準備をすることには強く反対します。

一、私たちは、権利としての社会福祉の実現、真の平和な社会の実現のため、憲法9条と25条に記された理念を職場に活かし実践していくとともに、多くの人々に広めともに守っていきます。

以上

2005年 月 日